

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策22 社会保障の充実	めざす まちの姿	社会保障制度が適正に運用及び運営され、誰もが安定した生活ができるまちをめざします。
-----------------------	---------------------	---

現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的内容の例示
<p>◇本市の福祉医療費助成制度は、高齢期移行者、乳幼児等、重度障害者、母子家庭等、高齢重度障害者医療費助成制度があります。</p> <p>◇国民健康保険制度は、医療保障を行う国民皆保険体制の基盤をなす制度として役割を果たしていますが、高度な医療技術による治療や生活習慣病などの治癒に長期間を要する疾患などの増加により医療費が増大しています。</p> <p>◇自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を実施することにより、生活困窮者が生活保護に至る前に自立へつなげる支援を行っています。</p>	福祉医療制度それぞれの目的に応じた継続的な取組が必要	①福祉医療の適正な運用 各種福祉医療費助成制度の周知と適正な運用を図ります。	①-1 県制度に準じた適正運用、国県の動向やニーズに対応した制度設計、運用促進 ①-2 各窓口における相談・説明と適切な制度利用へのつなぎ	対象者の医療費にかかる本人負担金の全部または一部を助成 ・乳幼児等医療費助成(18歳まで全額助成、所得要件なし) ・母子家庭等医療費助成(一部を助成(18歳まで全額)) ・重度障害者、高齢重度障害者医療費助成(一部助成(18歳まで全額)、障害要件あり) ・高齢期移行者医療費助成(一部助成、65～70歳) ※乳幼児等医療費助成以外は所得要件あり 同左
	国保財政の維持のため、収納対策や医療費適正化の推進が必要	②国民健康保険事業の適正な運営 国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図ります。	②-1 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上 ②-2 レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進、特定検診等の受診勧奨等による医療費の適正化の推進	国県の方針や市の国保財政の状況を踏まえた税率の決定及び適正な賦課、文書・電話・訪問による納付督促の実施、納税相談や財産調査による個々の実態把握により適切な滞納処分の実施、現年度滞納分の徴収強化、市町間併任協定による財産調査(搜索)強化など レセプト点検等による適正な資格管理や保険給付、差額通知等によるジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診勧奨や重症化予防のための医療機関受診勧奨、健康づくり啓発など
	介護保険制度の適正な運営が必要	③介護保険事業の適正な運営 介護保険制度の周知と適正な運営を図ります。	③-1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた介護保険事業の適正な運営 ③-2 高齢者福祉や介護保険制度のわかりやすい広報と相談窓口の充実	国や県の動向把握、市民アンケートの結果や地域の課題等の介護保険事業計画への反映、介護保険事業計画の進捗管理、地域の状況分析をもとにしたサービスの量と種類の推計、サービス給付見込による第1号被保険者(65歳以上の)の介護保険料の設定 しそくチャンネルや出前講座による制度や市のサービスの周知(認知症サポーター養成講座・認知症カフェ・通いの場などの活動状況をしそくチャンネルで放映)、相談窓口の啓発、広報、ホームページ等での積極的な情報発信
	生活保護制度の適用、生活保護に至る前の支援が必要	④生活困窮者への対応 経済的に困窮する世帯が社会から孤立せず、自立した生活を送ることができるよう、生活全般にわたる包括的支援を推進します。	④-1 課題のある生活困窮者の家計改善支援や自立に向けた生活・就労支援 ④-2 学習支援ボランティアの確保と必要とする子どもへの適切な支援 ④-3 生活困窮者等へのワンストップ型支援の提供に向けた早期把握・対応できるネットワークづくり	生活困窮者への「自立相談支援」(就労その他の自立に関する相談)、「就労支援」(就労機会の提供や必要な訓練の実施)、「就労準備支援」(日常・社会的自立のための訓練の実施)「家計改善支援」(きめ細やかな相談・支援、家計再建資金貸付の斡旋)の実施 市内高校に対する高校生ボランティア指導員の募集、高校生ボランティアによる長期休業期間における学習支援事業「がんばり教室」(小学校区)の実施「がんばり教室」参加児童との交流を通じたボランティア精神の育成 宍粟わくわく〜くステーション(総合的な仕事の相談窓口)を窓口とした自立相談機関との連携による困窮者の孤立防止と自立した生活へのつなぎ

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(H30実績)	目標値(R7)	数値の把握方法	目標値設定の考え方
	国民健康保険税現年課税分収納率	%/年	94.19	95.0 ※運営方針に定められた目標収納率が改正された場合は、その収納率を目標値とする。	現年分収納額÷現年分調定額	全国の市町村との比較により設定された兵庫県国民健康保険運営方針(H30.1)に定める目標収納率(令和3年度:95.0%)を目標値とする。なお、運営方針に定められた目標収納率が改正された場合は、その収納率を目標値とする。
	ジェネリック医薬品数量シェア率	%/年	78.0	85.0	兵庫県国保連合会後発医薬品(ジェネリック医薬品)数量シェア集計表の数量シェア率	厚生労働省の目標(令和2年9月までにシェア率80%)を参考に毎年1%増を目標とする。
	就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合	%/年	71.4	75.0	就労者÷就労支援対象者	生活困窮者自立支援制度における国の令和元年度目標値を参考とする。

個別連計画	計画名	計画期間
	宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	H30～R2
	宍粟市地域福祉計画	R2～R6

統計等数値
<p>●一人当たり医療費(千円):兵庫の医療保険</p> <p>宍粟市(H25)318.5、(H26)335.5、(H27)362.0、(H28)368.6、(H29)373.8、(H30)375.2</p> <p>兵庫県(H25)328.1、(H26)337.6、(H27)353.4、(H28)358.2、(H29)365.7、(H30)370.8</p>